

山梨県公報

第千二百十四号

平成十三年

七月三十日

月 曜 日

目次

告示

平成十三年度山梨県県民意識調査の実施……………四二九
都市公園の区域の変更……………四二九

公告

指定居宅サービス事業者の廃止……………四二九
指定居宅介護支援事業者の廃止……………四三〇
指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………四三〇
指定居宅サービス事業者の指定……………四三〇
指定居宅介護支援事業者の指定……………四三〇
指定介護療養型医療施設の指定……………四三一

告示

山梨県告示第百五十九号

平成十三年度山梨県県民意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。
平成十三年七月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 調査の目的

時代とともに変化する県民の意識や日常生活の行動範囲を的確に把握し、山梨幸住県計画を推進する上での参考資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 県民の日常生活に対する満足度
- 2 県政における主要な課題等に対する県民の意識
- 3 県民の日常生活の行動範囲

三 調査地域

- 1 調査地域

- 2 山梨県全域
調査対象
県内市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した二十歳以上の者(二千人)
- 四 調査の期日
平成十三年八月六日から同月三十一日まで
- 五 調査の方法
自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、調査員が行う。

山梨県告示第百六十号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)第十三条の二の規定に基づき、告示する。
平成十三年七月三十日

山梨県知事 天 野 建

名称	位置	変更に係る区域	供用開始年月日
山梨県曾根丘陵公園	東八代郡中道町下向山字東山及び字山王坂並びに下曾根字山本地内	次の図面のとおり	平成十三年八月一日

(「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

公告

指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があったので公示する。
平成十三年七月三十日

山梨県知事 天 野 建

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	廃止年月日
石和共立病院	東八代郡石和町広瀬六二三番地	一九一〇五一〇三九三	短期入所療養介護	平成十三年三月三十一日
ワタキユーセイモア株	甲府市国母一丁目五番二〇	一九七〇一〇〇三〇九	福祉用具貸与	平成十三年六月三十日

株式会社 ホームケア 事業部 越前甲信 山梨店	号		
-------------------------------------	---	--	--

● 指定居宅介護支援事業者の廃止
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があつたので公示する。
平成十三年七月三十日

山梨県知事 天野 建

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	廃止年月日
甲州リハビリテーション指定居宅介護支援事業所	東八代郡石和町四日市場二〇三一番地	一九二〇五二〇六一七	居宅介護支援	平成十二年二月十日
医療法人財団 下部温泉 病院 下部温泉 支所	西八代郡下部町下部一〇六三番地	一九二〇六一〇四二五	居宅介護支援	平成十三年五月三十一日

● 指定介護療養型医療施設の指定の辞退
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があつたので公示する。
平成十三年七月三十日

山梨県知事 天野 建

名称	事業所所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
石和共立病院	東八代郡石和町広瀬六二三番地	一九一〇五一〇三九三	介護療養施設サービス	平成十三年三月三十一日

● 指定居宅サービス事業者の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅

サービス事業者として指定した。
平成十三年七月三十日

山梨県知事 天野 建

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
有英介護支援サービス	塩山市小屋敷二二〇六番地	一九七〇三〇〇八一	福祉用具貸与	平成十三年五月一日
国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田一五四二番地	一九一一二二〇八八六	短期入所療養介護	平成十三年五月一日
やさしい手甲府南事業所	甲府市青葉町一四番地一五	一九七〇二〇〇九一一	訪問介護	平成十三年六月二十一日
やさしい手甲府南事業所	甲府市青葉町一四番地一五	一九七〇二〇〇九二九	通所介護	平成十三年六月二十一日
株式会社ハートウェル 山梨店	甲府市国母一丁目五番二〇号	一九七〇一〇〇八七九	福祉用具貸与	平成十三年七月二日
合資会社しんぼ	東八代郡御坂町栗合三三番地四	一九七〇五〇〇四〇九	通所介護	平成十三年七月五日

● 指定居宅介護支援事業者の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者として指定した。
平成十三年七月三十日

山梨県知事 天野 建

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
居宅介護支援センター 秋の里	塩山市下小田原五八四番地	一九七〇三〇〇六五	居宅介護支援	平成十三年五月一日
指定居宅介護支援事業所 サービススマン	南巨摩郡増穂町最勝寺一三六九番地一三	一九七〇七〇〇三一一四	居宅介護支援	平成十三年五月一日

山梨	秋山村老人福祉センター	南都留郡秋山五七五六番地	一九七二—三〇〇—一四八	居宅介護支援	平成十三年五月一日
玉穂訪問看護ステーション	中巨摩郡玉穂町若宮二九番地五二〇三	一九六〇—八九〇〇—八三	居宅介護支援	平成十三年五月一日	
大久保内科呼吸器科介護支援事業所	甲府市丸の内一丁目一九番一八号	一九七〇—一〇〇—八八七	居宅介護支援	平成十三年六月一日	
やさしい手甲府甲府南事業所	甲府市青葉町一四番地一五	一九七〇—一〇〇—八九五	居宅介護支援	平成十三年六月二十一日	
ハートサービス市川	西八代郡市川大門町六三二番地	一九七〇—六〇〇—一七五	居宅介護支援	平成十三年七月二日	

● 指定介護療養型医療施設の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、指定介護療養型医療施設として指定した。

平成十三年七月三十日

山梨県知事 天野 建

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田一五四二番地	一九二二—二〇八八六	介護療養施設サービス	平成十三年五月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番